

公益財団法人 日本化学繊維研究所
謝金規程

2023年6月19日理事会改正

(通則)

第1条 この規程は、この法人における謝金等の支払い限度額を定める。支払い額は、この限度額内で理事長が決定し、理事会の承認を得るものとする

2 この法人の役員及び評議員に対する謝金等については、別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」による。

(選考委員への謝金)

第2条 研究助成の選考委員に対する謝金は、1年度の選考につき、1人22,274円を限度として支払うことができる。

(講演等の謝金及び旅費・宿泊費)

第3条 この法人の学術講演会及び研究集会等の講師に対する謝金は、1回の講演等につき、1人33,411円を限度として、また、研究者育成講座の講師に対する謝金は、1年度の講座担当につき、1人77,959円を限度として、それぞれ支払うことができる。なお、これらに関連する旅費・宿泊費は、この法人の「旅費・宿泊費規程」に準じて、別途支払うことができる。

(執筆等の謝金)

第4条 この法人が発行する学術出版物等への執筆に対する謝金は、1編の原稿等につき、22,274円を限度として支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 第2条から第4条までの謝金は、講演会開催等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、2023年6月20日から施行する。